

認知症の人・介護者を支える

# ガイドブック

～いつまでも、あなたらしく安心して暮らせるように～



直 島 町

## 《もくじ》

●認知症とは	1
●こんなことはありませんか？（早期発見の目安）	1
●早期受診の利点は	2
●相談場所は	2
●相談・受診のポイント	2
●認知症の進行例	3
●認知症の症状	3
●認知症の人との接し方	4
●その他の相談窓口	4
●サービス一覧表	5、6
●サービス一覧表 各種サービス内容	7～15

# ☆認知症とは…誰にでも起こりうる可能性のある脳の病気です。



認知症は重い症状ばかりではありません。

日常で、本人や家族に困ることが増えてきたら、認知症の可能性あります。  
(他人からみると、目に見える困った行動がなく普通に見えることもあります。)



健康な脳



脳の細胞がびまん性に死んで脳が萎縮する(アルツハイマー病などの変性疾患)



血管が詰まって一部の細胞が死ぬ(脳血管性認知症)

出典：認知症サポーター養成講座標準教材(特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 全国キャラバンメイト連絡協議会作成)

## ☆こんなことはありませんか？(早期発見の目安)



### もの忘れ

- 置き忘れやしまい忘れが増えた。
- 財布・通帳などを盗まれたと人を疑う。
- 同じ物を何度も買ってくる。等

### 判断・理解力のおとろえ

- 新しいことが覚えられない。
- 話のつじつまが合わない。等



### 時間・場所が分からない

- 約束の日時や場所を間違える。
- 慣れた所で道に迷う。等

### 人柄の変化

- 怒りっぽくなった。
- もの忘れを認めない。
- 自分の失敗を人のせいにする。
- 無表情になった。等



### 意欲の低下

- 身なりを気にしなくなった。
- 物事を面倒に感じたり、元気がなくなった。
- 趣味など好きな事に興味がなくなった。等

気付いた時が、相談の時です！！

## ☆早期受診の利点は

例えば、甲状腺ホルモンの異常、正常圧水頭症、脳腫瘍などは、「認知症と似た症状」が現れることがあります。

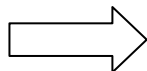
**治療により、症状が改善または消失することがあります。**

アルツハイマー型認知症では、

**治療により、病気の進行を遅らせることが可能な場合もあります。**

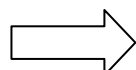


適切な治療やケアを受けることができると



認知症による  
困った症状が  
軽くなることもある。

認知症かどうか分かり、  
介護の仕方が分かると



介助している人の  
不安が軽くなる。

## ☆相談場所は

- かかりつけ医…相談すると適切な病院を紹介してもらえます。
- もの忘れ外来…精神科、神経内科、診療内科など専門の医師が担当しています。
- 地域包括支援センター…本人や家族だけでなく、近所の方等からの相談も受け付けています（無料）。
- 認知症疾患医療センター…直島町民の方は、下記の病院です。無料の相談窓口があり、必要に応じて診察したり、地域の認知症専門医療機関の紹介等を行います。

**大西病院** …高松市上天神町336

電話087-865-3360

**いわき病院** …高松市香南町大字由佐113-1

電話087-879-0275

## ☆相談・受診のポイント

- 普段の様子を知っている人が付き添いましょう。
- 本人の様子や変化をメモに残し持参すると診断の参考となります。
- 本人へ病状を伝える方法について希望があれば、事前に伝えておきましょう。



**メモに残す内容**

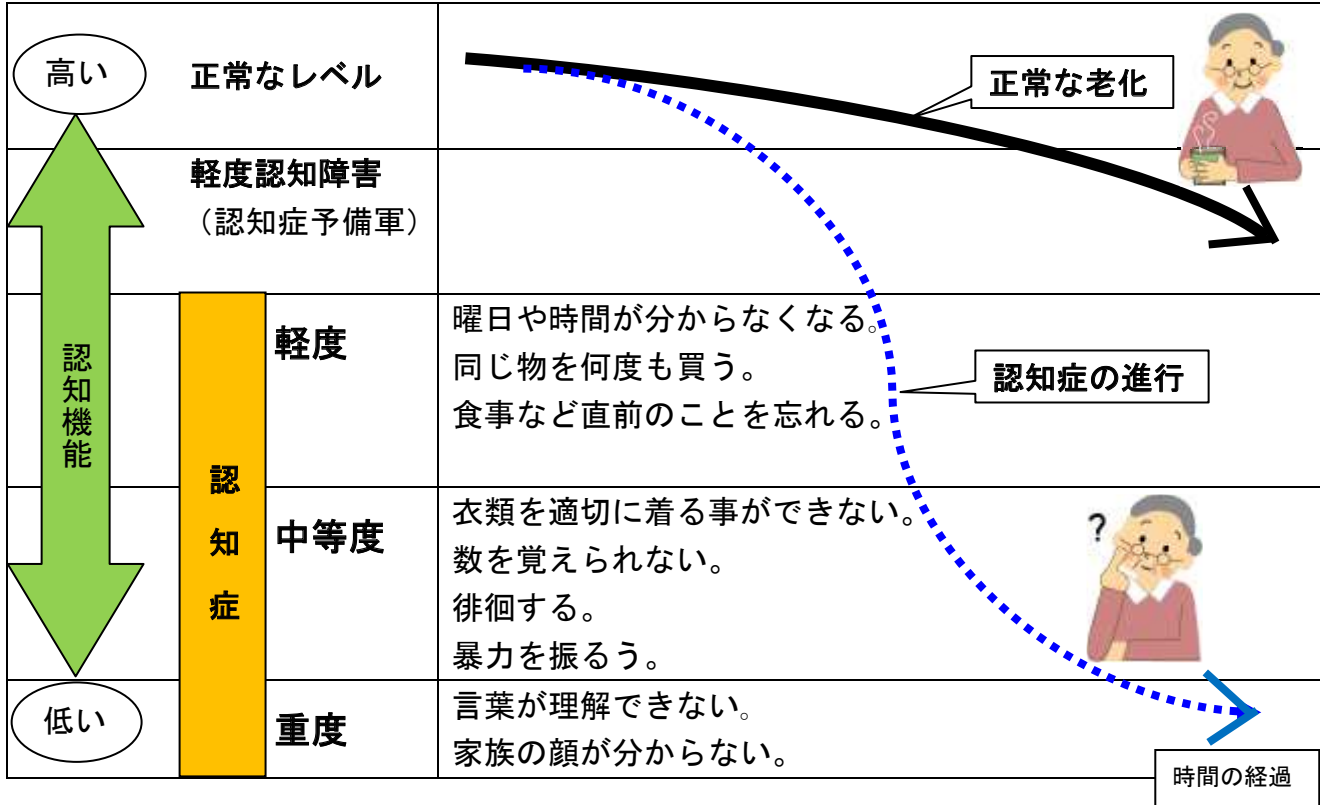
○いつ頃から、どの様な症状が出たのか（年月日と状態）

○本人の様子や言葉をありのままに書く

例：夕方になると、外へ出ようとして部屋の中を歩き回る。

# ☆認知症の進行例

※認知症の種類により進行は異なりますが、時間の経過と共に重症化する事は共通しています。



## ☆認知症の症状

記憶

障害…新しい事を覚えられない。

- 見当識障害…時間・場所・人が分からなくなる。
- 実行機能障害…計画を立てる、段取りすることができない。
- 理解・判断力の低下…考えるスピードが遅くなったり、的確な判断ができない。



最近  
なんだか忘  
すい

### 行動・心理症状 (例)

- 徘徊…歩きまわる。
- うつ状態、意欲低下…自信を失い、やる気が出ない。
- 暴言・暴力…ささいな事で、声を荒げたり拳を上げる。
- 幻覚…実際にはない物が、見えたり聞こえたりする。
- 妄想…現実ではありえない事を固く信じ込む。

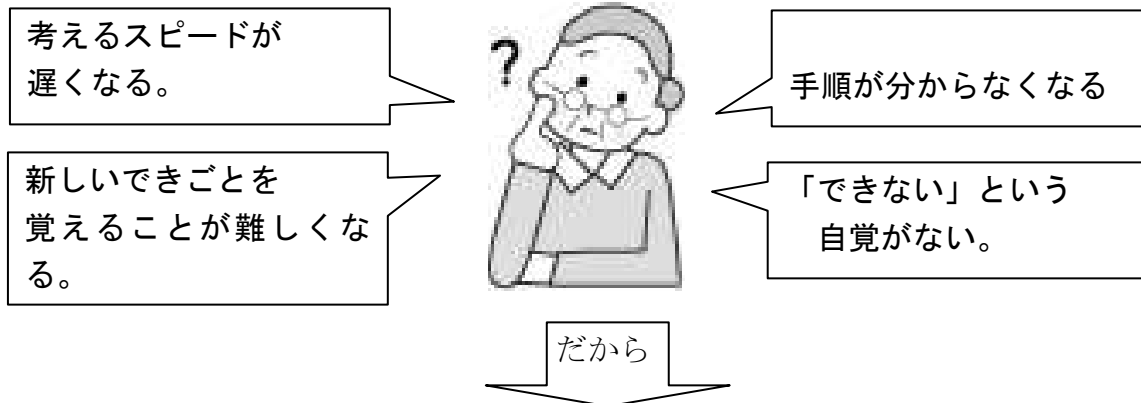
上記に対する不安や  
あせり、心身の不調、  
本人の性格、  
周囲の適切でない対応  
等が影響



あせり  
不安

# ☆認知症の人との接し方

## 認知症になると（例）



### 3つの「ない」が大切です



1. 驚かせない …後ろから声をかけない。大声で呼ばない。怒らない。
2. 急がせない …まずは見守り。余裕をもって接する。
3. 自尊心を傷つけない …相手の言葉に耳をかたむけて。分かり易い言葉、短い文章で説明する。間違っていることも受け入れる。

まわりの人の助けや接し方で、よくなる症状（行動・心理症状）があります。

（例）乱暴な言葉を言う「暴言」や、落ち込んだり意欲が沸かなくなる「うつ状態」など。



やさしく笑顔で接しても  
らうと  
ニコニコ顔に。

## ☆その他の相談窓口

地域包括支援センターのほか、次の窓口もご利用下さい。

### ○ 認知症の電話相談（社団法人認知症の人と家族の会）

電話受付（月曜日から金曜日 午前10時から午後3時）0120-294-456

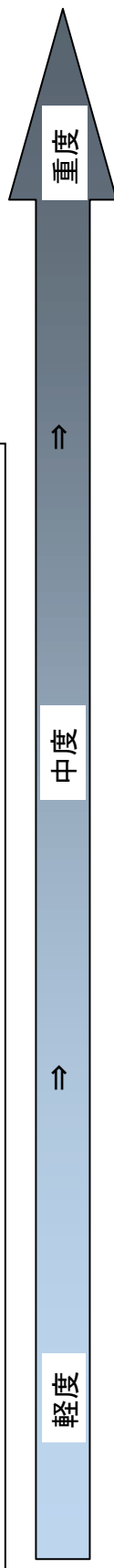
〔社団法人認知症の人と家族の会ホームページ〕

[http://www.alzheimer.or.jp/?page\\_id=146](http://www.alzheimer.or.jp/?page_id=146)

### ○ 介護支え合い電話相談（社会福祉法人浴風会）

電話受付（月曜日から金曜日 午前10時から午後3時）0

サービス一覧表 (認知症の進行の程度ごとに、直島町の各種サービス情報を載せています)



認知症の生活機能障害の程度	軽度	中度	重度	
サービスの内容	<p>認知症の疑い</p> <p>物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は自立している</p>	<p>誰かの見守りがあれば日常生活は自立</p> <p>薬の内服が管理できない、電話の対応や訪問者の対応が1人では難しい。</p>	<p>日常生活に手助け・介護が必要</p> <p>着替えや食事、トイレ等がうまくできない。</p>	<p>常に介護が必要</p> <p>ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である。</p>
介護予防・進行予防 (他者とのつながり含む)	<p>①生きがい型デイサービス</p> <p>②栄養相談</p> <p>③健康相談</p> <p>④～⑧地域の教室：行政</p> <p>⑨体育協会（同好会）</p> <p>⑩文化協会（同好会）</p> <p>⑪婦人会</p> <p>⑫老人クラブ</p>	<p>⑬小規模多機能居宅介護</p> <p>⑭通所介護</p>	<p>⑬小規模多機能居宅介護</p> <p>⑭通所介護</p>	<p>⑬小規模多機能居宅介護</p> <p>⑭通所介護</p>
仕事・役割支援	<p>⑮シルバー人材センター</p>			
安否確認・見守り	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰独居高齢者見守りサービス</p> <p>⑱緊急通報装置</p>	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰小規模多機能居宅介護</p> <p>⑱福祉用具貸与 (認知症高齢者徘徊感知器含む)</p>	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰小規模多機能居宅介護</p> <p>⑱福祉用具貸与 (認知症高齢者徘徊感知器含む)</p>	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰小規模多機能居宅介護</p> <p>⑱福祉用具貸与 (認知症高齢者徘徊感知器含む)</p>
生活支援	<p>⑯給食サービス</p>	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰小規模多機能居宅介護</p> <p>⑱訪問介護</p> <p>⑲成年後見制度</p> <p>⑳日常生活自立支援事業</p>	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰小規模多機能居宅介護</p> <p>⑱訪問介護</p> <p>⑲成年後見制度</p> <p>⑳日常生活自立支援事業</p>	<p>⑯給食サービス</p> <p>⑰小規模多機能居宅介護</p> <p>⑱訪問介護</p> <p>⑲成年後見制度</p>

<p>認知症の 生活機能障害の程度</p> <p>サービスの内容</p>	<p>認知症の疑い</p> <p>物忘れはあるが、金銭管理や買い物、書類作成等を含め日常生活は自立している</p>	<p>認知症を有するが 日常生活は自立</p> <p>買い物や事務、金銭管理等にミスがみられるが、日常生活はほぼ自立している。</p>	<p>誰かの見守りがあれば 日常生活は自立</p> <p>薬の内服が管理できない、電話の対応や訪問者の対応が1人では難しい。</p>	<p>日常生活に手助け・介護 が必要</p> <p>着替えや食事、トイレ等がうまくできない。</p>	<p>常に介護が必要</p> <p>ほぼ寝たきりで意思の疎通が困難である。</p>
<p><b>身体介護</b></p>			<p>⑬小規模多機能居宅介護 ⑭通所介護 ⑮訪問介護 ⑯特殊入浴サービス事業</p>	<p>⑬小規模多機能居宅介護 ⑭通所介護 ⑮訪問介護 ⑯特殊入浴サービス事業</p>	<p>⑬小規模多機能居宅介護 ⑭通所介護 ⑮訪問介護 ⑯特殊入浴サービス事業</p>
<p><b>医療</b></p>	<p>かかりつけ医</p>	<p>かかりつけ医</p>	<p>かかりつけ医・往診 ⑰訪問看護 (医療保険、介護保険) ⑱管理指導(薬剤) ⑲自立支援医療(精神通院医療)</p>	<p>かかりつけ医・往診 ⑰訪問看護 (医療保険、介護保険) ⑱管理指導(薬剤) ⑲自立支援医療(精神通院医療)</p>	<p>かかりつけ医・往診 ⑰訪問看護 (医療保険、介護保険) ⑱管理指導(薬剤) ⑲自立支援医療(精神通院医療)</p>
<p><b>家族支援</b></p>	<p>⑳直島町地域包括支援センター</p>	<p>⑳直島町地域包括支援センター</p>	<p>⑳直島町地域包括支援センター</p>	<p>⑳直島町地域包括支援センター</p>	<p>⑳直島町地域包括支援センター</p>
<p><b>緊急時支援</b></p>	<p>⑳短期入所療養介護</p>	<p>⑳短期入所療養介護 ㉑短期入所生活介護 ㉒小規模多機能居宅介護</p>	<p>⑳短期入所療養介護 ㉑短期入所生活介護 ㉒小規模多機能居宅介護</p>	<p>⑳短期入所療養介護 ㉑短期入所生活介護 ㉒小規模多機能居宅介護</p>	<p>⑳短期入所療養介護 ㉑短期入所生活介護 ㉒小規模多機能居宅介護</p>
<p><b>住まい</b> (サービス付き高齢者住宅等)</p>	<p>㉓高齢者専用賃貸住宅 ㉔住宅改修</p>	<p>㉓高齢者専用賃貸住宅 ㉔住宅改修</p>	<p>㉓高齢者専用賃貸住宅 ㉔住宅改修</p>	<p>㉓高齢者専用賃貸住宅 ㉔住宅改修</p>	<p>㉓高齢者専用賃貸住宅 ㉔住宅改修</p>
<p>介護老人福祉施設等居住系サービス</p>			<p>㉕介護老人福祉施設</p>	<p>㉕介護老人福祉施設</p>	<p>㉕介護老人福祉施設</p>

介護保険で、要介護・要支援の判定を受けた方は、ケアマネジャーや地域包括支援センターにご相談ください。



## サービス一覧表 各種サービスの内容

ここでは、「サービス一覧表」に掲載している各種サービスの内容について説明しています。サービス毎に番号を付けていますので、確認しながらご覧になってください。

なお、介護保険サービスについては、介護認定を受けなければなりません。介護認定の申請についてのご相談は直島町役場住民福祉課にお尋ねください。

□お問い合わせ

直島町役場住民福祉課（介護保険係） TEL：087-892-2223

### ①生きがい型デイサービス

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、孤独感の解消、身体機能の維持・向上を目的として、通所によるレクリエーション、趣味活動、入浴（見守り程度）、食事の提供を行います。

対象者：65歳以上の方

利用回数：・一般デイサービス 月2回程度

・ほのぼの班（一般の内容と合わせ、手芸を行います） 毎週土曜日

・プール班（一般の内容と合わせ、プールで体操を行います） 毎週金曜日

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



### ②栄養相談

健康の維持・増進、生活習慣病、特に糖尿病や高血圧等の生活習慣病を予防するために、管理栄養士と保健師が食生活の改善に関することの相談に応じます。

（例：バランスのとれた食事・減塩料理の作り方）

生活習慣病は認知症予防にもつながりますので、ご相談ください。

□お問い合わせ

住民福祉課 保健予防係 TEL：087-892-3400



### ③健康相談

管理栄養士と保健師が、乳児から高齢者までの方の健康維持・増進に関する相談を受けます。また、介護食等に関する情報もお伝えします。

オフトーク放送、広報紙等で開催場所をご確認ください。

訪問指導を希望される方は、3日前までに住民福祉課までご連絡ください。

□お問い合わせ

住民福祉課 保健予防係 TEL：087-892-3400



#### ④健康ウォーキング（運動強度…中）

対象者：年齢制限なし

内容：保健師が効果的なウォーキングの方法をお伝えします。  
月1回、仲間と一緒にウォーキングを楽しむことを目的として行います。



□お問い合わせ

住民福祉課 保健予防係 TEL：087-892-3400

#### ⑤ヘルスアップ運動教室（運動強度…弱～中）

対象者：おおむね20歳以上

内容：ストレッチや筋力トレーニング、体調整のための運動を行う教室です。  
運動習慣がない方も気軽に行えます。月1回行います。

□お問い合わせ

住民福祉課 保健予防係 TEL：087-892-3400

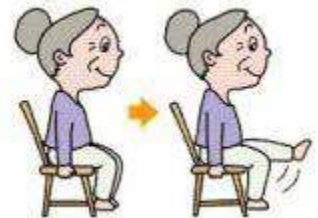
#### ⑥楽しく ひざ痛こし痛 予防・改善教室（運動強度…弱）

対象者：おおむね60歳以上

内容：主に椅子に座って、ひざや腰の痛みを予防・改善するための体操を行います。  
ゆっくりで、分かりやすい教室です。月1回行います。

□お問い合わせ先

住民福祉課 保健予防係 TEL：087-892-3400



#### ⑦機能訓練教室

対象者：おおむね要支援1、2、要介護1～5の方

内容：理学療法士が参加者の基本的動作能力の回復を図るため、身体の障害の程度に合わせた治療体操その他の運動を行う教室です。月1回行います。  
ご希望の方は送迎します。

□お問い合わせ

住民福祉課 保健予防係 TEL：087-892-3400



### ⑧シルバーカルチャー教室

60歳以上の方を対象に、生涯をより楽しく豊かにするための講座を行っています。年間13回、「アタマ元気脳トレ教室」「園児とのふれあい交流会」「レクリエーション」「暮らしのセミナー」等の講座があります。

□お問い合わせ（入会申込み）

直島町教育委員会 TEL：087-892-2882



### ⑨体育協会（同好会）

平成27年1月現在、卓球、ソフトバレー、バトミントン、グラウンドゴルフ、ゴルフ等の運動を各々の同好会が行っています。

□お問い合わせ（入会申込み）

直島町教育委員会 TEL：087-892-2882



### ⑩文化協会（同好会）

平成27年1月現在、ちぎり絵、書道、女文楽、日舞、生け花、俳句、編物、パッチワーク、詩吟、コーラス、大正琴、カラオケ、ヨーガ、フラダンス等の同好会があります。

□お問い合わせ（入会申込み）

直島町教育委員会 TEL：087-892-2882



### ⑪婦人会

ご婦人の修養・趣味・社会活動などを目的として下記の活動を行っています。

主な活動と対象者

- ・ 婦人学級…グリーンカーテン作り、料理、赤十字奉仕団活動、スポーツによるふれあい活動等の教室。年5回対象は一般の方、会員。
  - ・ 一日研修、宿泊研修（隔年で交互に行います）対象は会員。
- 上記以外の活動も行っています。

□お問い合わせ（入会申込み）

直島町教育委員会 TEL：087-892-2882



## ⑫老人クラブ

対象者：おおむね60歳以上の方

積浦、本村、宮ノ浦、文教、屏風島の地区に老人クラブがあり、  
地区によって、対象年齢に違いがあります。

活動内容：仲間づくりをとおして、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい  
活動を行います。

(例) 誕生会、旅行、友愛訪問  
研修会（自主防災、交通安全、介護保険等に関すること）  
奉仕活動（各地区の空き缶拾い等） 等

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



## ⑬小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス）

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問やお泊りのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223

## ⑭通所介護（介護保険サービス）

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



## ⑮シルバー人材センター

高齢者（おおむね60歳以上）が、経験と能力を活かしながら、働くことを通じて地域社会に貢献し、生きがいと追加的収入を得ることを目的として活動しています。

□お問い合わせ（入会申込み）

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458

## ⑯給食サービス

対象者と内容：

●75歳以上のひとり暮らしの方……毎月第2、第4の火曜日にお弁当を配達します。

●80歳以上の夫婦のみの世帯……第3の火曜日にお弁当を配達します。

※上記は共に午後3時からの配達です。一食250円。(8月はお休み)

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



## ⑰独居高齢者の見守りサービス

対象者：おおむね70歳以上の希望者（介護保険サービスを受けていない方）

内 容：週1回程度、ご自宅に看護師やホームヘルパー等が訪問や電話等を行い、安否確認を行います。

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



## ⑱緊急通報装置

対象者：ひとり暮らしの高齢者。

内 容：ご自宅の電話に機械を接続し、あらかじめ通報先の電話番号（3件まで）を登録することで、いざという時にボタンひとつで緊急を通報することができます。

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



## ⑲福祉用具貸与（認知症高齢者徘徊感知器含む）（介護保険サービス）

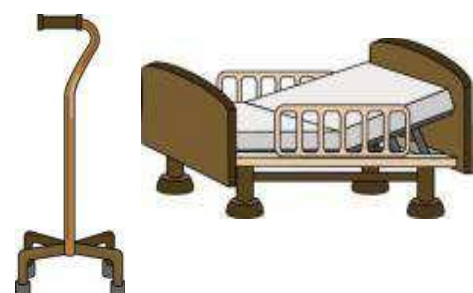
日常生活の自立を助けるための福祉用具をレンタルするサービスです。

また、認知症高齢者が徘徊された場合にお知らせする機器等もあります。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2226



## ⑳訪問介護（介護保険サービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助を行います。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ先

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



## ㉑成年後見制度

判断能力の不十分な方が（認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で）、不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その方を援助（財産管理や介護サービスに関する契約等）してくれる人を付けてもらう制度です。

この制度を上手に利用することによって悪徳商法などの被害を防ぐことができる場合があります。

□お問い合わせ

- ・高松家庭裁判所 TEL：087-851-1942
- ・直島町地域包括支援センター TEL：087-892-3400

## ㉒日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

対象者：判断能力の不十分な方（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など）で、日常生活を送るうえで必要なサービスを自分だけでは利用することが困難な方。

内容：生活支援員が、生活の困り事や心配ごとの相談を受けたり、銀行からの生活費を払い戻すお手伝いや、生活費の使い方のアドバイスします。  
年金証書、預貯金通帳、実印、銀行印などを預かります。等

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



### ㉓ 特殊入浴サービス事業

高齢者や身体に障害のある方等、自宅での入浴が困難な方のお宅まで送迎車が伺い、総合福祉センター内にある特殊入浴所（横になったままで入浴できます）で個別の入浴介助を行います。

料金…1回1500円

□お問い合わせ

直島町社会福祉協議会 TEL：087-892-2458



### ㉔ 訪問看護（医療保険、介護保険）

疾患などを抱えている方について、看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。医療保険と介護保険の2種類があります。

□お問い合わせ（医療保険）

直島町立診療所（ふれあい診療所）TEL：087-892-2266

□お問い合わせ（介護保険）

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



### ㉕ 管理指導（薬剤）

在宅で療養していて通院が困難な利用者へ、薬剤師が家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言等を行うサービスです。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



### ㉖ 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんを含む）の治療のため、継続的に通院している方に対して、医療費の自己負担を軽減する制度です。

□お問い合わせ

住民福祉課 福祉医療係 TEL：087-892-2223

## ⑦直島町地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談窓口です。介護や保健、金銭管理のことなど様々な相談に対応します。相談は電話、訪問（担当者が自宅に伺う）等も可能です。

□お問い合わせ

直島町地域包括支援センター TEL：087-892-3400



## ⑧短期入所療養介護（介護保険サービス）

介護老人保健施設や医療施設に短期間入所してもらい、機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービスです。

介護者の介護負担を軽減したり、一時的に在宅介護が困難な時にも役に立ちます。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



## ⑨短期入所生活介護（ショートステイ）（介護保険サービス）

特別養護老人ホームなどに短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排泄など）などが受けられます。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



## ⑩高齢者専用賃貸住宅

高齢者の身体機能の低下に対応した設計・設備を備えた安全で快適な住居です。マイホームとしてご利用ください。

□お問い合わせ

直島げんき TEL：087-840-8220



### ⑪住宅改修（介護保険）

在宅での生活に支障がないように、手すりの取付け等特定の住宅改修を行った場合に、一定の限度額内において、かかった費用の9割が介護保険の給付費として、保険者（直島町）から払い戻されます。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



### ⑫介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（介護保険）

寝たきりや認知症等で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

介護保険サービスになりますので、詳しい内容は担当のケアマネージャーか、町役場にお尋ねください。

□お問い合わせ

住民福祉課 介護保険係 TEL：087-892-2223



# ☆サービス 索引

ページ

あ 行	① 生きがい型デイサービス…………… 8
	② 栄養相談…………… 8
か 行	③ 健康相談…………… 8
	④ 健康ウォーキング…………… 9
	⑦機能訓練教室 …………… 9
	⑮給食サービス …………… 1 1
	⑰緊急通報装置 …………… 1 2
	㉒管理指導（薬剤） …………… 1 4
	㉓高齢者専用賃貸住宅 …………… 1 5
	㉔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（介護保険） …………… 1 6
さ 行	⑫小規模多機能型居宅介護（介護保険サービス） …………… 1 1
	⑭シルバー人材センター …………… 1 1
	⑳成年後見制度 …………… 1 3
	㉑住宅改修費（介護保険） …………… 1 5
た 行	⑧体育協会（同好会） …………… 1 0
	⑬通所介護（介護保険サービス） …………… 1 1
	⑯独居高齢者の見守りサービス …………… 1 2
	㉒特殊入浴介護 …………… 1 3
	㉓自立支援医療・精神（医療費） …………… 1 4
	㉔短期入所療養介護（介護保険サービス） …………… 1 5
	㉕短期入所生活介護（ショートステイ）（介護保険サービス） …………… 1 5
な 行	㉖日常生活自立支援事業 …………… 1 3
	㉗直島町地域包括支援センター …………… 1 4
は 行	⑤ヘルスアップ運動教室 …………… 9
	⑨文化協会（同好会） …………… 1 0
	⑩婦人会 …………… 1 0
	⑱福祉用具貸与（介護保険サービス） …………… 1 2
	⑲訪問介護（介護保険サービス） …………… 1 2
	㉓訪問看護（医療保険、介護保険） …………… 1 4
ら 行	⑥ 楽しく ひざ痛こし痛 予防・改善教室 …………… 9
	⑪老人クラブ …………… 1 0

